

---

---

監 査 委 員 公 表

---

---

那 監 公 表 第 1 号  
令 和 8 年 5 月 15 日

那 霸 市 監 査 委 員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

令 和 7 年 度 後 期 定 期 監 査 の 結 果 に 伴 う 措 置 状 況 に つ い て ( 公 表 )

令 和 7 年 度 後 期 定 期 監 査 の 結 果 に 基 づ き、又 は 当 該 監 査 の 結 果 を 参 考 と し て 講 じ た 措 置 に つ い て、那 霸 市 長、那 霸 市 議 会 議 長、上 下 水 道 管 理 者 及 び 那 霸 市 選 挙 管 理 委 員 会 か ら 通 知 が あ っ た の で、地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 199 条 第 14 項 後 段 の 規 定 に よ り、次 の と お り 公 表 し ま す。

# 令和7年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

## (1) 共通の指摘事項等

### ア 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）14件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤りや失念等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあつた。

令和7年1月1日より前に適用されていた改正前の同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めていた。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

**【市民文化部】まちづくり協働推進課（7件）、文化財課（7件）**

### □ 指摘事項に関する措置

**【市民文化部】まちづくり協働推進課（7件）**

歳入事務にあたっては那覇市会計規則等関係規則に則った適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図り、今後、このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

**【市民文化部】文化財課（7件）**

課内職員へ収入事務テキストをもとに、注意喚起を行いました。引き続き、関係規則等を遵守し適正な事務処理を務めるとともに課内の管理体制を強化し、再発防止に努めます。

## (2) 各部署の指摘事項等

**【市民文化部】**

### ○ ハイサイ市民課

#### ア 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものや、所管換えを行った備品の登録の際に台帳の記載項目である「設置場所等」が未修正のもの、また、備品シールの貼付がないものがあつた。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われない。

### □ 指摘事項に関する措置

現物と備品台帳が一致していないと指摘のあった物品および設置場所等が未修正となっていた物品について、備品台帳の修正を行いました。また、備品シール未貼付と指摘のあった備品について、現物と備品台帳の突合作業を行い、備品シールの貼付を行いました。

備品の管理については、物品会計規則を遵守し、適切な事務処理を行うよう課内で周知しました。今後は、備品台帳と現物を適宜確認し、適正な備品管理に努めてまいります。

## ○ 文化振興課

### ア 不用額の減額補正予算の未計上について（指摘事項）

会計年度任用職員基本報酬の予算残額 4,649,840 円が不用額となっている。主な要因は、那覇文化芸術劇場なは一とで雇用予定であった3人の会計年度任用職員が1年間欠員となっていたことによるものである。

那覇市予算決算規則第10条は、部長は予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない旨定めており、当該不用額については、少なくとも4月～11月までの欠員分は、減額補正の必要があった。

予算管理に当たっては、多額の不用額が生じることのないよう、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

### □ 指摘事項に関する措置

予算執行において確実に不用が生じると確認ができるものについては、減額補正予算へ計上を行い、適正な事務処理を行うように努めます。

### イ 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものがあった。

このことは、令和5年度後期定期監査においても注意事項として指摘している。現在、備品の確認・整理作業中とのことだが、いまだに整備されていない。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われたい。

### □ 指摘事項に関する措置

備品管理につきましては、那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリーにおいて、指定管理者と協力し、備品の棚卸、確認・整理作業を実施しております。改めて台帳を整理し、備品の適正な管理に努めます。

## ○ 文化財課

### ア 歳入の会計年度の誤りについて（指摘事項）

令和6年3月分の壺屋焼物博物館入館料（観光券取扱分）1,960円の歳入については、令和5年度分とすべきものを令和6年度分として収入していた。

地方自治法第208条は、会計年度及びその独立の原則が定められており、第1項で「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」、第2項で「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と規定されている。

また、地方自治法施行令第154条第1項は、歳入の調定について、所屬年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうか調査してこれをしなければならぬ旨規定されている。

歳入に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

#### イ 分割して契約した随意契約について（指摘事項）

次の(ア)～(ウ)のパソコン等の賃貸借契約については、いずれも契約相手方、契約日及び契約期間が同一であるにもかかわらず、分割することによって、那覇市契約規則第20条第3号に基づき、それぞれ随意契約を締結している。

これら3件の契約は、同様の契約内容であることから1件の契約とすることが合理的であり、その場合、予定価格総額が同条号で定める随意契約によることができる場合の限度額40万円を超えることから、競争入札により行われるべきであった。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われた。

(ア) パソコン等の賃貸借（水溜屋原B遺跡資料整理）（241,065円）

(イ) パソコン等の賃貸借（宮城平田原古墓群・宮城平田原壕群資料整理）（395,010円）

(ウ) パソコン等の賃貸借（ミノシン毛古墓群、らくだ山戦争遺跡資料整理）（395,010円）

#### □ 指摘事項に関する措置

契約の締結に当たっては、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した、適正な事務処理に努めます。

#### ウ 収入印紙の適正な額の確認について（要望事項）

玉陵管理業務委託（契約金額21,780,000円）及び識名園管理業務委託（契約金額32,780,000円）については、当該委託契約書にそれぞれ1万円の収入印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税される文書に係る納付すべき印紙税の額等が規定されており、請負に関する契約書については、記載された契約金額が1千万円を超え5千万円以下のものは、2万円の収入印紙を貼付することとなっている。

契約書の作成に当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な事務処理に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

契約書の締結に当たっては、印紙税法等関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な事務処理に努めます。

エ 資金前渡及び概算払いにおける精算報告書の提出遅れについて（指摘事項）

旅費の支払いのため受領した前渡金4件及び概算払い2件について、期限内に精算が行われたものの、精算報告書の会計管理者への提出が失念により遅れていた。

那覇市会計規則第57条第1項第2号は、前渡金を受けた日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算し、精算報告書を会計管理者に提出しなければならない旨定めている。また、同規則第62条第1項は、概算払いを受けた者から精算に必要な書類を提出させ、旅費にあっては、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算し、精算報告書等を速やかに、会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡及び概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

資金前渡及び概算払いの精算に当たっては、関係規則を遵守し、速やかに会計管理者へ精算報告書を提出するよう努めます。

【環境部】

○ クリーン推進課

ア 契約書の未作成について（指摘事項）

資源ごみ収集車やパッカー車の修繕等について、地方自治法施行第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を締結しているが、契約書は作成されていなかった。

那覇市契約規則第26条において、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

当該事案は、家庭ごみの収集業務を維持するための緊急対応として、専門的な技術を有する会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、修繕依頼を実施したものです。今後、契約事務を行う際には、課内での確認を徹底し、関係法令等を遵守し再発防止に努めてまいります。

## ○ 環境保全課

### ア 使用料の徴収について（指摘事項）

識名霊園の敷地内に設置されている飲料用の自動販売機 1 台について、那覇市公園条例第 11 条に基づき使用料を徴収しているが、令和 6 年 4 月 1 日の改正を見落とししたことにより、従前の規定を適用し過小徴収が行われていた。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、課長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査をし、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。

使用料の徴収に当たっては、根拠規定の改正等を見落としがないよう充分注意を払い、適正な事務処理を行われたい。

### □ 指摘事項に関する措置

使用料の徴収にあたり、毎年度、条例所管課など関係部署へ根拠規定の改正の有無の確認を実施し、徴収漏れなどがないように、適正な事務の執行に努めてまいります。

### イ 随意契約事務の適正な処理について（指摘事項）

大気測定局テレメーターシステム保守管理業務契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結しているが、財政課長合議が行われていない。

那覇市予算決算規則別表第 3（第 24 条関係）では、同号の随意契約の場合、財政課長に合議をしなければならない旨定めている。

随意契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

### □ 指摘事項に関する措置

根拠法令に規定する手続きを適正に実施するため、契約事務サポートツール（契サポ）を使用するなど、チェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めてまいります。

### ウ 予定価格の決定漏れ等、起案文書の点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施に係る起案文書において、予定価格の決定や 1 者見積りとする理由等が記載されていないまま決裁している起案文書が散見された。

随意契約によろうとするときは、那覇市契約規則第 22 条は、あらかじめ

め予定価格を定めなければならない旨規定している。また、同規則第 23 条第 1 項ただし書きでは、1 人の者から見積書を徴することができる場合を各号で定めている。

さらに、文書の起案に際しては、那覇市文書取扱規程第 23 条に基づいて、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性やその他必要な事項等について、起案文書を点検及び審査しなければならない。

契約手続きに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

根拠法令に規定する手続きを適正に実施するため、契約事務サポートツール（契サポ）を使用するなど、チェック機能の強化を図ってまいります。

また、起案文書の点検についても根拠法令等を再確認しながら適正な事務の執行に努めてまいります。

### ○ 環境衛生課

#### ア 予定価格の決定漏れについて（指摘事項）

令和 6 年度那覇市環境衛生課事務所機械警備業務について、予定価格が決定されていない。

那覇市契約規則第 22 条第 1 項は、「随意契約にしようとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。」と規定している。

予定価格の決定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

随意契約の締結に当たって、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

#### イ 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

エコマール那覇プラザ棟（3 階・4 階）に係る清掃業務委託については、那覇市契約規則第 20 条第 6 号を適用し随意契約を締結しているが、1 人の者からしか見積書を徴取していない。

同規則第 23 条は、随意契約にしようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を踏まえ、課内で注意喚起を図りました。今後このような事態が起こらないよう、関係規則を遵守した適正な事務処理に努め

てまいります。

## 【議会事務局】

### ○ 庶務課

#### ア 業務委託契約における遡及押印について（指摘事項）

議員履歴管理システム更新業務の契約について、当初の契約の期間内で変更契約を締結することができず、契約日を遡及し押印している。

地方自治法第234条第5項は「長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定しており、契約締結日までの間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は業務を実施している。更には、那覇市文書取扱規程第4条は「文書は、正確、迅速、かつ丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるよう処理し、及び管理しなければならない。」と定めていることから、遡った日付を契約締結日として押印することは、当該規程にも反し、不適正な事務処理であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

#### □ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように局内で周知徹底を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

#### イ 概算払いにおける精算事務の遅れについて（指摘事項）

委員会視察に伴う出張旅費のため受領した概算払い2件について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。

那覇市会計規則第62条第1項は、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、議員の視察等について同様のことが起きないように局内で周知徹底を図ります。旅費の再計算を行う旅行社には、精算期限日を伝える等、密に共有を図ります。概算払いの精算事務に当たって、適正な事務処理を行い再発防止に努めてまいります。

## 【上下水道局】

### ○ 総務課

#### ア 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

那覇市上下水道局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託は、那覇市上下水道局契約事務規程第 22 条第 6 号を適用し、随意契約を締結している。契約の実施に当たり、2 者へ見積書を依頼したが、1 者が辞退し、1 者からしか見積書を徴取していない。

同規程第 25 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規程を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項については、那覇市上下水道局契約事務規程第 25 条第 1 項の規定に基づき、原則 2 者以上から徴取するよう職員へ周知徹底を図りました。今後、このようなことがないよう、関係規程を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

## 【選挙管理委員会】

### ○ 選挙管理委員会事務局

#### ア 見積額の誤認による契約書作成の遅延について（指摘事項）

投票所警備業務委託（当日・天久小学校 期日前及び当日・真和志庁舎）の委託期間は、令和 6 年 7 月 15 日から令和 6 年 7 月 21 日までとなっていた。

徴取した当該業務委託に係る見積書の金額は、税込みで 50 万円を超えていたが、記載された 50 万円以下の税抜き金額を見積額と誤認したため、那覇市契約規則第 28 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして契約書の作成を省略した。

その後、令和 6 年 8 月に見積額の誤認が判明し、契約書の作成を省略できる契約に該当しないことから委託期間経過後に契約書を作成している。

同規則第 26 条は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成することを原則としており、例外的に契約書の作成を省略できる見積額か否かは慎重に確認する必要がある。

契約に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を踏まえ、適切な事務処理を行うよう事務局内で周知しました。今後このような事態が起こらないよう、随時関係規則を確認して適正な事務処理に努めてまいります。